

原の辻一支国王都復元公園
指定管理者〔第3期〕募集要項



上空から望む原の辻一支国王都復元公園

令和8年8月
壱岐市文化スポーツ振興課



目 次

はじめに	1
1. 施設の概要等	3
2. 指定管理者の指定期間等	12
3. 指定管理者が行う業務の範囲	13
4. 収入及び経費等	14
5. リスク分担	17
6. 募集に関する事項	19
7. 申請に関する事項	28
8. 選定に関する事項	33
9. 協定に関する事項	35
10. その他	38
11. 問合せ先及び提出先	39



はじめに

はじめに

原の辻一支国王都復元公園（以下「復元公園」という。）は、『魏志』倭人伝に記された「一支国」の王都を復元したサイトミュージアムである。復元公園は、17棟の復元建物で構成された遺跡公園と活動拠点となる原の辻ガイダンスで構成される。

【復元公園の目的及び役割】

復元公園を最大限に活用し、国特別史跡原の辻遺跡の周知はもとより、壱岐の歴史・文化を広く情報発信することを目的としている。

また、島内にある歴史文化遺産や産業など、壱岐島が持つ様々な地域資源等（以下「地域資源等」という。）と有機的な連携を図ることで、教育学習・観光等の拠点としてだけでなく、壱岐全体の魅力を相乗的に向上させるための地域振興拠点の役割ももっている。

【原の辻遺跡の価値】

原の辻遺跡は、東アジア最古の船着き場の発見をはじめ、弥生時代における日本と東アジアとの交流の歴史を語る上で欠かすことができない遺跡であることが評価され、平成12年11月24日に国の特別史跡に指定された。弥生時代の集落遺跡としては全国で登呂遺跡（静岡県）、吉野ヶ里遺跡（佐賀県）に次ぐ3例目の国特別史跡である。

復元公園の運営にあたっては、文化財保護法を正確に熟知し、その他法律、条例、規則等に従い、指定管理を遂行することが求められる。

【指定管理者に求められること】

「原の辻一支国王都復元公園指定管理者施設維持管理業務基準」（添付資料参照）に掲げる、復元公園の管理運営・基本方針に則るところである。また、復元公園を壱岐全体の地域振興拠点に位置付け、復元公園が地域資源等と有機的に連携し、その相乗効果を発現しながら、地域資源等を活用した各種事業を展開していくことが求められる。



【総括】

壱岐市（以下「市」という。）は、民間事業者の能力を積極的に活用することにより、利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的かつ効果的な運営と復元公園を拠点とした壱岐島の賑わいづくりを目指していく。

平成 22 年 3 月の開園以降、島内外から多くの方々に来園いただき、教育学習及び観光振興に多大な貢献を果たしている。今後、市は、復元公園の機能を最大限に活用し、復元公園に課せられたミッションを高い次元で、かつ効果的に実現することができる復元公園の指定管理者を募集することとする。

なお、本募集要項に添付する「添付資料」は本募集要項と一体のものとする（以下「募集要項等」という。）。



1. 施設の概要等

(1) 名 称：原の辻一支国王都復元公園

(はるのつじいきこくおうと

ふくげんこうえん)

(2) 所 在 地：長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触

1092-5 他

(3) 設 置 者：壱岐市



(4) 特記事項：復元公園の管理施設である原の辻ガイダンスも付帯する

(5) 設置条例：原の辻一支国王都復元公園条例、原の辻一支国王都復元公園施行規則

(6) 開園年月：平成 22 年 3 月 原の辻遺跡調査事務所、旧壱岐・原の辻展示館を改修

→原の辻一支国王都復元公園（原の辻ガイダンス）としてオープン

平成 30 年 4 月 原の辻ガイダンスの地域振興室をリニューアル

(7) 施設の構成≪原の辻一支国王都復元公園≫ 面積：21.2 ヘクタール（特別史跡地内）

≪原の辻ガイダンス≫ 敷地面積：6,226 m²

構 造：鉄骨造

階 数：地上 1 階

高 さ：屋根最頂部 6.550m

建物面積：建築面積 848 m² 床面積 836 m²

駐 車 場：普通車 32 台分 障がい者専用 1 台分

大型バス専用 2 台分

前面道路：主要地方道 23 号線（勝本石田線）



原の辻ガイダンス施設全景

※隣接地に壱岐市テレワーク施設有（本指定管理対象外）



ガイダンス全景



展示室



体験学習室

施設内主要面積 ※縦は南北方向 横は東西方向を示す

エントランスホール： 40 m²（縦 5 m×横 8 m）

展 示 室： 140 m²（縦 14m×横 10m）

地 域 振 興 室： 252 m²（縦 21m×横 12m） ※発掘模擬体験・語り場C a f e有

体 験 学 習 室： 152 m²（縦 19m×横 8 m） ※室内に水道完備

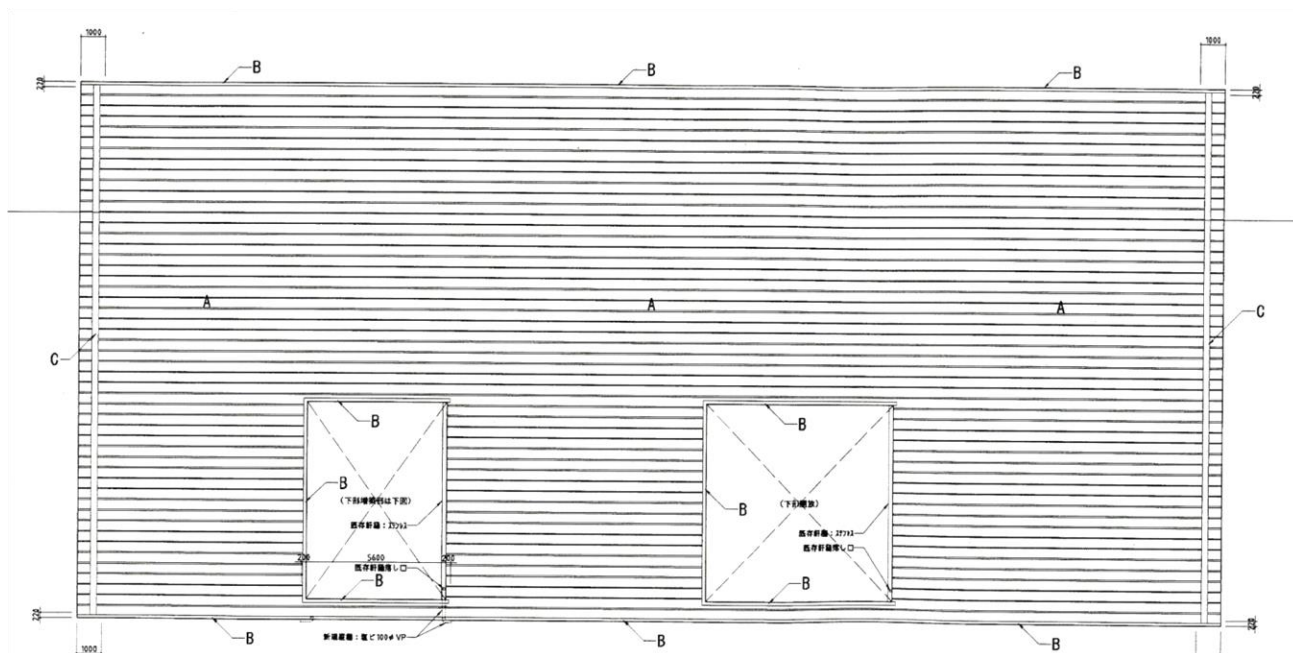
事 務 室： 66 m²（縦 11m×横 6m） ※別途 8 m²の男女更衣室（4 m²ずつ）有

倉 庫 ①： 24 m²（縦 3 m×横 8 m） ※体験学習室に隣接 体験道具等保管庫として使用

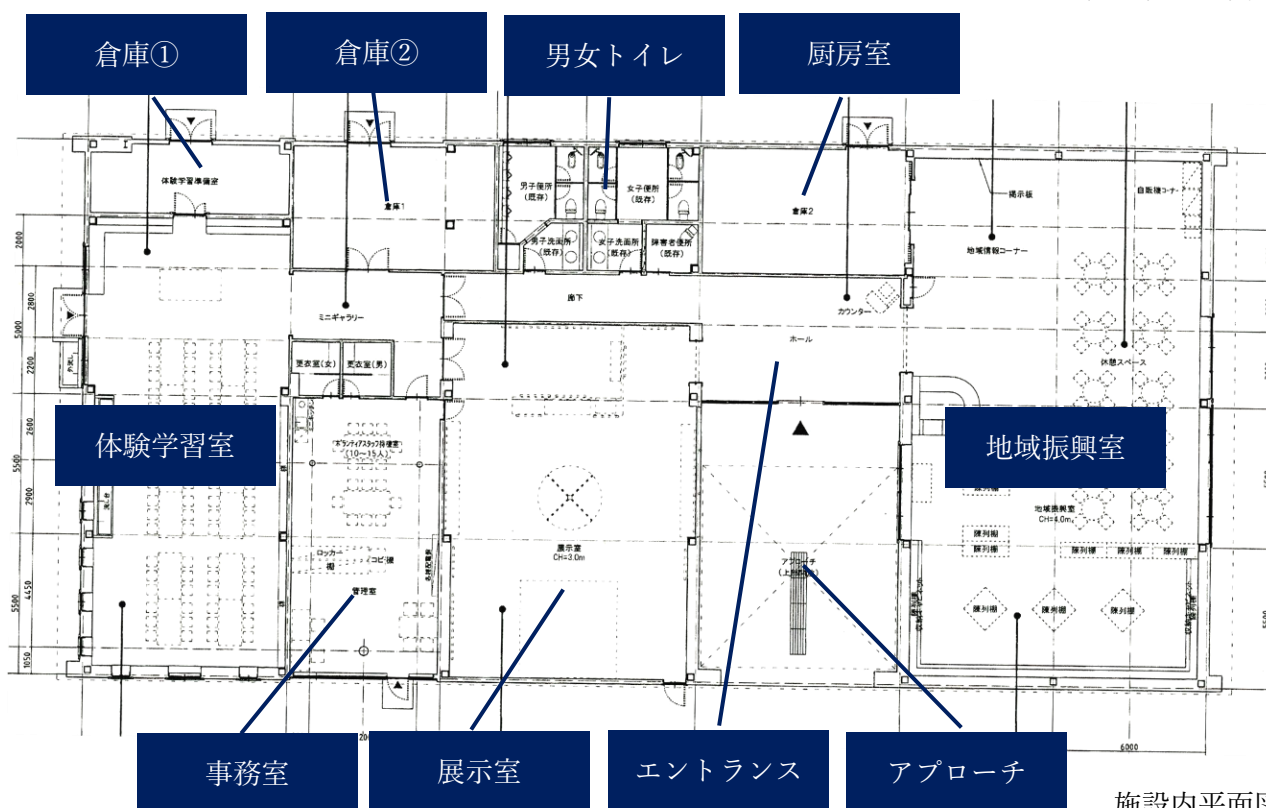
倉 庫 ②： 40 m²（縦 5 m×横 8 m） ※事務室北側に有 公園管理備品保管庫として使用

厨 房 室： 40 m²（縦 5 m×横 8 m）

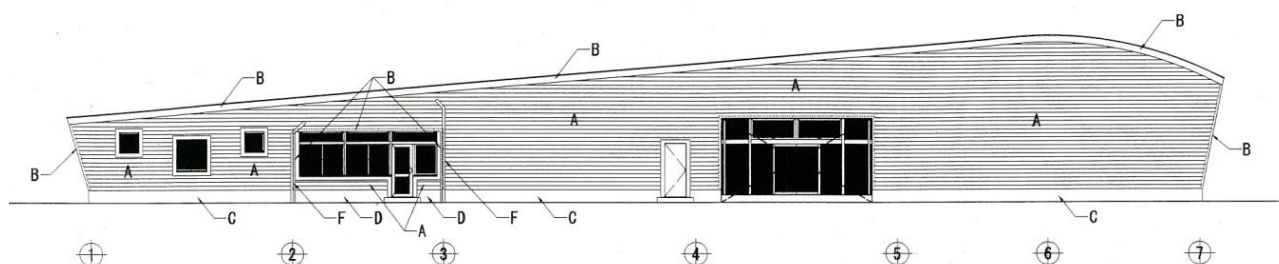
そ の 他：男女トイレ（多目的トイレ有） エントランス前屋外アプローチ有



施設屋根部平面図



施設内平面図



ガイダンス施設南側側面図

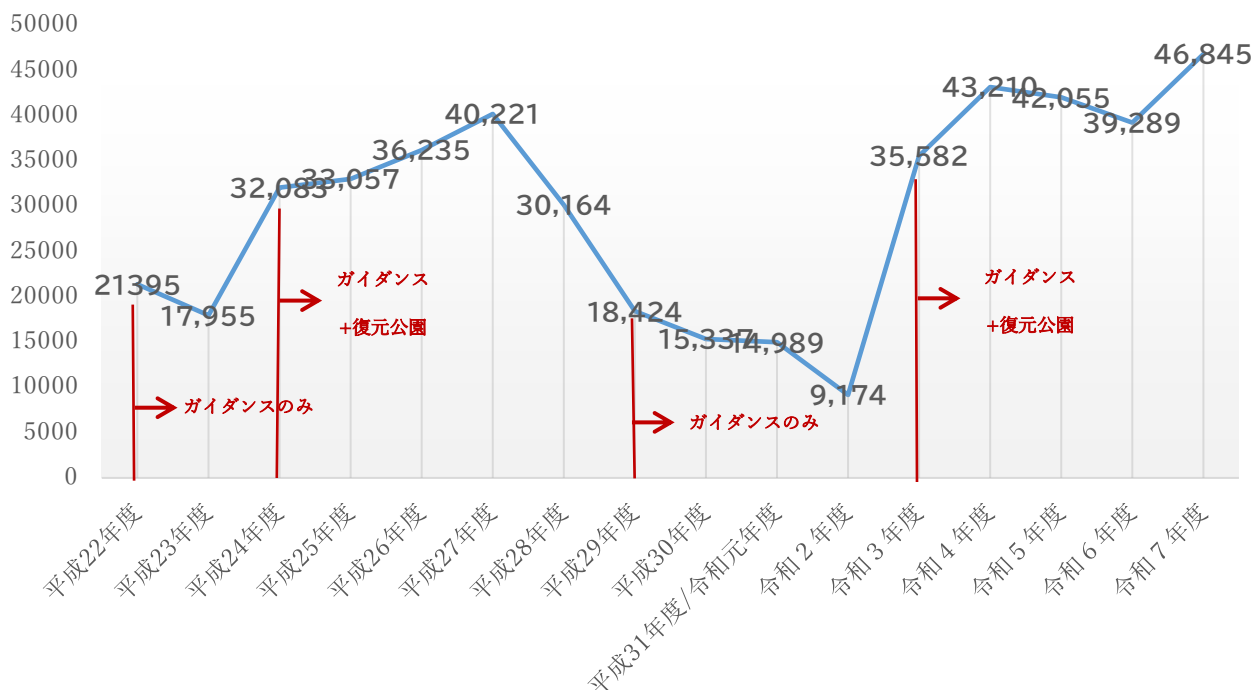
原の辻一支国王都復元公園 入園（館）者数実績【参考】

年度	入園（館）実績	計測場所
平成22年度	21,395 人	ガイダンスのみ の入館者数
平成23年度	17,955 人	
平成24年度	32,083 人	ガイダンス+ 復元公園の 入園者数
平成25年度	33,057 人	
平成26年度	36,235 人	
平成27年度	40,221 人	
平成28年度	30,164 人	
平成29年度	18,424 人	ガイダンスのみ の入館者数
平成30年度	15,337 人	
平成31年度/令和元年度	14,989 人	
令和2年度	9,174 人	ガイダンス+ 復元公園の 入館者数
令和3年度	35,572 人	
令和4年度	43,210 人	
令和5年度	42,055 人	
令和6年度	39,289 人	
令和7年度	46,845 人	

平成22年度～23年度
及び
平成29年度～令和2年度は
原の辻ガイダンス施設への
入園者数の実数実績

平成24年度～28年度
及び
令和3年度～7年度は
原の辻ガイダンス及び
一支国王都復元公園への
入園者数の実数実績

復元公園入園（館）者数実績



【参考】入園（館）者数 推移グラフ

指定管理業務にあたって

当該施設は、平成 29 年度地方創生拠点整備事業を活用し、地域振興室のリニューアルを行っている。管理にあたっては、下記のリニューアルコンセプトに基づき、最大限の活用を図ることが求められる。

模擬発掘体験広場



模擬発掘体験広場コンセプト

原の辻遺跡が国特別史跡の指定を受けているため、実際に発掘体験を実施することが不可能であるため、当時の発掘調査成果をリアルに再現した模擬発掘現場を使用し、教育普及の場として活用している。

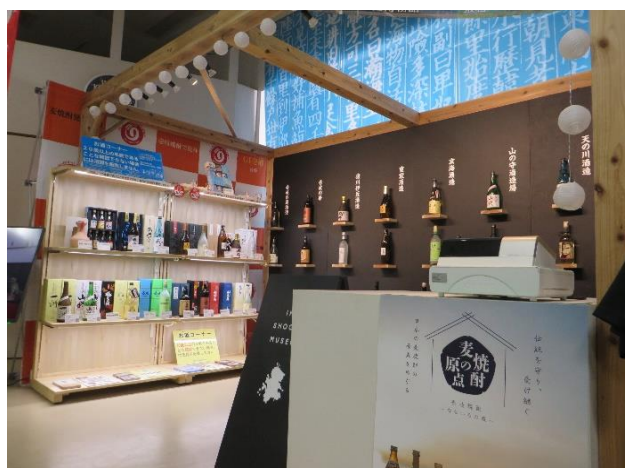


【使用例】職場体験の学習メニューとして実施



【使用例】島外島体験ツアーのメニューとして使用

ガイドンスショップ



語り場C a f e



語り場C a f e のコンセプト

椅子席15席と小上がり席12席の計27席を配置した喫茶休憩スペースとして活用している。隣接して設置している厨房室と一体的に活用することで、施設への来園を促すことを目的としている。

また、体験水田で収穫した古代米や植物栽培園で育てた植物を活用した古代米レシピを開発することで、原の辻オリジナルブランド商品を確立する。



【使用例】C a f e での料理提供時



【参考例】古代米や内海湾牡蠣を使用した原の辻御膳



【使用例】日本遺産モニターツアーでの料理提供時



【参考例】一支国王都米「壺州原御膳」

体験学習室



体験学習室のコンセプト

古代技術体験を通じて歴史に触れるスペースとして使用している。また、会議やイベント等の貸室としても可能であり、必要に応じて、貸室料を利用者より徴収することができる。

※体験料及び利用料金の設定及び変更は、壱岐市が設定する条例及び規則に基づき、指定管理者が提案し、事前に市長の承認を受けなければならない。



【実施例】勾玉づくり体験



【実施例】火起こし体験



【実施例】ガラス玉づくり体験



【実施例】土器づくり体験

体験メニューについては、指定管理者よりの自由提案とする。実施例は参考であり、上記以外の体験メニューを実施することもできる。

古代米体験水田 面積：6,281 m²

原の辻ガイダンス前の体験水田を活用し、古代の食についての教育普及の場として使用している。また、成長の過程をイベントとして取り入れることで食の大切さについても広く周知していくと同時に、収穫した古代米を活用した原の辻オリジナルブランド商品開発にも役立てることを目的としている。



体験水田全景



【使用例】育成している古代米



【使用例】お田植祭の様子



【使用例】収穫祭の様子



【活用例】泥んこバレー大会

植物栽培園

復元公園内に併設した植物栽培園では、原の辻遺跡から発見された種子に近い現代の植物を栽培し、弥生時代の食生活について考える教育普及の場として広く活用している。収穫物は、イベントでの食体験の材料として活用したり、原の辻オリジナルブランド商品開発にも役立てることを目的としている。



植物栽培園全景



栽培棚設置状況

復元公園

『魏志』倭人伝の「一支国の王都」の様子を再現したサイトミュージアム。

実際の発掘で発見された成果に基づき、17 棟の建物、環濠、集落門を復元している。

※建物の名称は設定上の通称である



復元された 17 棟の建物がある公園全景



主祭殿



祭儀倉庫①



祭儀倉庫②



施設団の倉



穀倉



交易の倉



王の居館



長老の館



使節団の滞在场①



使節団の滞在场②



平屋脇殿



集会場



交易司の家



使節団従者の滞在场



番小屋



通訳の家



物見やぐら



遺構露出展示



集落門



環濠



2. 指定管理者の指定期間等

- 1) 復元公園の指定管理期間は、令和9年4月1日～令和12年3月31日までの3年間を予定している。

※吉岐市議会議決後、正式な指定及び指定期間を決定する

- 2) 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、市は公の施設の管理の適正を期するために行った指示に従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命じる場合がある



3. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次の（１）～（５）の業務について、取り組まなければならない。

下記業務の遂行にあたり、すべての業務を一括して他の事業者にも再委託することを禁止とする。また、部分的な業務の委託については、市と協議の上、専門の業者に再委託することができる。なお、管理運営に必要な事項については、基本協定及び細目協定を定める（本要項 9. 協定に関する事項参照）。

（１）年間運営に関する業務

（２）維持及び補修管理に関する業務

〔ガイダンス施設・公園内除草作業・復元建物改修（屋根葺替・土壁補修）等〕

（３）博物館、資料館、学校等との連携に関する業務

（４）復元公園内の利用許可及び利用料金に関する業務

（５）その他、設置目的や復元公園の使命を達成するために必要となる業務

※詳細については、添付資料「原の辻一支国王都復元公園指定管理者施設維持管理業務基準」に記載している。



4. 収入及び経費等

復元公園の管理運営に係るすべての費用は、設置者からの負担金（指定管理料）及び参加者からの古代技術体験料並びに利用料金（地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づく利用料金）等の自主事業をもって企てるものとする。

復元公園の管理運営に係る事業は、下記のとおりである。

A. 原の辻一支国王都復元公園維持管理事業

B. 自主事業

（１）負担金（指定管理料）の区分及び額並びに支払方法

① 負担金（指定管理料）の区分

市が支払う負担金（指定管理料）の区分については、以下のとおりである。

A. 原の辻一支国王都復元公園維持管理事業

【参考】第 2 期指定管理料は A. 原の辻一支国王都復元公園維持管理事業費

26,290 千円/ 1 年間である。

② 額及び支払方法

市が支払う負担金（指定管理料）の額は、適正と認められる金額を予算の範囲内で決定する。また、市が支払う負担金（指定管理料）の支払方法については、年度（４月１日～３月３１日）ごととし、委託料の半額分を４月に、残る半額分を１０月に分割して支払い、年度終了後に遅滞なく精算手続きを行うこととする。原則として本要項「５．リスク分担」の負担者が市である場合を除き、市が支払う負担金（指定管理料）の増額を認めない。

また、精算時に市が支払う負担金（指定管理料）の余剰が発生する場合は、その余剰分を市に返納することとする。なお、当該年度の負担金額については、市と指定管理者が協議の上、年度ごとに締結する細目協定で定めることとする。

（２）利用料金

B. 自主事業では、自らが企画・実施する各イベントの収入や来園者が支払う古代技術体験料等を直接、指定管理者の収入とすることができる利用料金制度を採用する。したがって、本事業に係る経費の収支について、指定管理者は一定の責任を負うこととなるため、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が課せられる。地方自治法に基づく利用料金は、原の辻一支国王都復元公園条例の規定に基づき、あらかじめ、市長の承認が必要である。

また、利用料金について、指定管理者は、原の辻一支国王都復元公園条例施行規則に基づき、減額もしくは免除することができるが、それによる減収分は指定管理者の負担とし、市が別途補填することはない。

(3) 事業経費の区分

市が支払う負担金（指定管理料）の対象となる経費は以下のとおりである。

A. 原の辻一支国王都復元公園維持管理業務

ア) 人件費

- a) 公園維持管理スタッフ人件費（除草労務作業員・茅葺屋根葺替え職人等）
- b) ガイダンス施設管理スタッフ人件費（総括責任者・受付アテンダント等）

イ) 維持管理業務経費

- a) 施設設備保守点検経費
消防設備点検・空調設備点検・自動扉開閉装置点検・厨房備品保守点検
電気設備点検・浄化槽点検等
- b) 施設管理経費
夜間機械警備料等
- c) 維持管理に伴う経費
公園維持管理使用機器借上料（草刈り機・バインダー等）
復元公園茅葺屋根葺替え・土壁改修費（改修を行うための原材料等）
- d) 維持管理関連経費（修繕費、需用費等）
- e) 事務経費を含むマネジメント経費
リース車両借上料・燃料代・コピー使用代等
ただし、復元公園の維持管理に必要であると市が認めた経常経費等

【留意事項】

A. 原の辻一支国王都復元公園維持管理業務に係る応募者の提案及び積算を行うにあたり、指定申請書提出前に市との確認協議（ヒアリング）を実施する。

市との確認協議（ヒアリング）は、指定申請書の提案時における経費区分に関する齟齬をなくすために要する過程であり、応募者の事業提案内容を評価するものではない。

ウ) 光熱水費

- a) 本事業に伴う光熱水費（電気・ガス・水道代等）

【参考】 令和7年度の光熱水費の支払い実績は、約 2,250,000 円である。

5. リスク分担

本業務に係る市と指定管理者とのリスク分担は以下のとおりとする。

ただし、市が負担するリスクについては、指定管理者の逸失利益を含まないものとする。

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		壱岐市	指定管理者
物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増額		○
税率変動	本業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
	消費税率の改定にともなう増額（負担金分に限る）	○	
	上記以外の税制の変更		○
法令の変更	本業務に影響を及ぼす法令の変更	○	
	上記以外の法令の変更		○
事業内容の変更	本業務に関して、市の責めの理由により、維持管理業務に支障が生じた場合、又は業務の内容・方針の変更を余儀なくされた場合の経費、及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の負担増	○	
周辺施設・住民及び来園者への対応	施設管理・運営業務内容に対する住民及び来園者からの訴訟・クレームや要望への対応	内容を把握し、両者協議により対応を決定する	
	周辺施設・地域住民との協働・協調	○（官民協働で対応）	
	上記以外の対応		○
労働災害	指定管理者が雇用するスタッフの労働災害		○
不可抗力	不可抗力が原因による施設・設備の修復経費の増額	※ 1 協議事項	
需要変動	需要変動の不備	※ 2 △	○
	競合施設等の近隣出店に伴う収入の減少		
陳腐化	サービス内容の陳腐化		○
	利用者のニーズ変更に伴う収入の減少		
施設等の破損	市の責めの理由による破損	○	
	上記以外の理由による破損		○
備品等の盗難及び破損	市の責めの理由による盗難・破損	○	
	上記以外の理由による盗難・破損		○

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		壱岐市	指定管理者
第三者への賠償	指定管理者の故意または過失によるもの		○
	指定管理者としての注意を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
セキュリティ	市の責めの理由による 夜間警備不備に伴う情報漏洩及び犯罪の発生	○	
	上記以外の理由による 夜間警備不備に伴う情報漏洩及び犯罪の発生		○
設置及び撤収に係る経費	指定管理業務を開始する際並びに撤収する際の経費 又は期間途中における業務を廃止した場合の経費		○

※１ 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震、火災等の自然災害又は騒乱・暴動その他、人為的な現象のうち、いずれも責めにも帰することができない案件を示す。なお、不可抗力によって破損が確認された場合、両者協議を行い、軽微な修繕の場合及び保険の付保が可能なものを除き、市が負担する。

※２ 需要変動については、原則的に指定管理者がリスクを負担とする。

ただし、通常予見することができないほど著しい需要変動が生じ、指定管理者による本事業の継続に重大な支障をきたす恐れがある場合は、両者協議を行う。



6. 募集に関する事項

(1) 募集及び選定スケジュール

A.募集要項等関係資料の閲覧 令和8年 8月 3日(月)～9月 4日(金)

B.現地説明会の申込期間 令和8年 8月 3日(月)～8月 14日(金)

現地説明会の実施 令和8年 8月 18日(火)

C.質問の受付期間 令和8年 8月 3日(月)～8月 18日(火)

質問の回答 令和8年 8月 20日(木)まで随時行う

D.参加表明書の受付 令和8年 8月 3日(月)～ 9月 4日(金)

市との確認協議(ヒアリング) 令和8年 9月 7日(月)

E.指定申請書の受付 令和8年 9月 8日(火)～ 9月 25日(金)

※提出する指定申請書に関する詳細は、

本資料の7.申請に関する事項〔P28～32〕参照

選定委員会の開催 令和8年 10月中旬(予定)

※日程が決定次第、申込者に対し、連絡する

審査・選定・候補者への通知 令和8年 10月下旬～11月上旬

基本合意書締結 令和8年 11月末

指定管理指定に係る市議会の議決 令和8年12月議会

基本協定書・細目協定書締結 令和9年2月上旬

A.募集要項及び関係資料の確認方法及び参考図書の閲覧方法

募集要項及び関係資料等は、壱岐市のホームページからダウンロードすることができる。また、希望者には、ファックスにて申込みを行うことで、募集要項及び関係資料を郵送で確認することができる。

【募集内容をホームページで確認する場合】

《アクセス先》壱岐市ホームページ <http://www.city.iki.nagasaki.jp>

ホームページより、ダウンロードして確認してください。

【募集内容を郵送で確認する場合】 〈参考〉様式第1号参照

《送信先》 壱岐市文化スポーツ振興課文化財班 F A X : 0920-45-2829

※受付時間は令和8年9月4日（金）までの土・日・祝日を除く平日の8時30分～17時までの間

任意の様式に①法人の名称、②所在地、③代表者氏名、④担当者氏名（代表者）、⑤連絡先（電話番号及びファックス番号）を記入し、上記の送信先に送信してください。

なお、送信後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。T E L : 0920-45-2728

下記の参考図書の閲覧を希望する場合は、事前にファックスにて申込みを行い、閲覧日時を調整し、その内容を確認することができる。

《参考図書》施設図面（改修工事建築図面・電気設備工事図面・機械設備工事図面）

【参考図書の閲覧を希望する場合】 〈参考〉様式第2号参照

《送信先》 壱岐市文化スポーツ振興課文化財班 F A X : 0920-45-2829

※閲覧時間は令和8年9月4日（金）までの土・日・祝日を除く平日の8時30分～17時までの間

任意の様式に①法人の名称、②所在地、③代表者氏名、④閲覧者氏名（代表者）、⑤連絡先（電話番号及びファックス番号）⑥閲覧希望日を記入し、上記の送信先に送信してください。

なお、送信後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。T E L : 0920-45-2728

※閲覧者が複数の場合は、当日、閲覧を希望する人、すべての氏名を記入してください。

《閲覧場所》壱岐市立一支国博物館2階 壱岐市文化スポーツ振興課文化財班

長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触 515-1 壱岐市立一支国博物館内

T E L : 0920-45-2728

B.現地説明会について

(1) 募集及び選定スケジュールに基づき、現地説明会を開催します。

現地説明会の参加を希望する場合は、事前にファックスにて申込みを行うこととする。

説明会日時：令和8年8月18日（火） ①午後2時から ②午後4時から

開催場所：原の辻ガイダンス （長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触 1092-5）

【現地説明会の参加を希望する場合】 〈参考〉様式第3号参照

≪送信先≫ 壱岐市文化スポーツ振興課文化財班 FAX：0920-45-2829

※参加受付時間は令和8年8月14日（金）までの土・日・祝日を除く平日の8時30分～17時までの間

任意の様式に①法人の名称、②所在地、③代表者氏名、④当日現地説明会参加希望者氏名（代表者）、⑤連絡先（電話番号及びファックス番号）を記入し上記の送信先に送信してください。

なお、送信後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。TEL：0920-45-2728

※現地説明会は2回行います 申込書に希望する時間を選んでください

※参加者が複数の場合は、当日、参加を希望する人すべての氏名を記入してください。

C.質問について

(1) 募集及び選定スケジュールに基づき、質問の受付を行います。

本要項に関連する質問を行う場合は、ファックスにて申込みを行うこととする。

※1枚につき1件の質問に限る。

※回答書は、令和8年8月20日（木）まで随時、ホームページに掲載する。

質問の受付期間：令和8年8月3日（月）～ 8月18日（火）

【質問を希望する場合】 様式第4号参照

≪送信先≫ 壱岐市文化スポーツ振興課文化財班 FAX：0920-45-2829

※受付時間は令和8年8月18日（火）までの土・日・祝日を除く平日の8時30分～17時までの間

任意の様式に①法人の名称、②所在地、③代表者氏名、④担当者氏名、⑤連絡先（電話番号及びファックス番号）を記入し、上記の送信先に送信してください。

なお、送信後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。TEL：0920-45-2728

D.参加表明書について

(1) 募集及び選定スケジュールに基づき、参加表明書の受付を行います。

募集への参加意向の表明を行う場合は、ファックスにて申込みを行うこととする。

なお、参加表明書を提出した後に表明を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意の様式可）を提出しなければならない。

参加表明書の受付期間：令和8年8月3日（月）～ 9月4日（金）

【参加の表明を希望する場合】 様式第5号参照

《送信先》 壱岐市文化スポーツ振興課文化財班 F A X : 0920-45-2829

※受付時間は令和8年9月4日（金）までの土・日・祝日を除く平日の8時30分～17時までの間

なお、送信後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。T E L : 0920-45-2728

市との確認協議（ヒアリング）について

(1) 全参加表明者を対象とし、市との確認協議（ヒアリング）を行う。

日程については、スケジュールにある令和8年9月7日（月）と定め、確認協議を行う時間については、参加表明受付終了後に表明書に記載された連絡先に9月4日（金）に伝えるものとする。

【市との確認協議（ヒアリング）会場】

〒811-5322

長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触 515-1 壱岐市立一支国博物館 3 階

〈参考〉様式第1号

※任意様式でも申請可

老岐市文化スポーツ振興課文化財班 行 (FAX: 0920-45-2829) FAX 送信票は不要です

令和 年 月 日

老岐市長 様

【申請者】

①法人の名称

②所在地

③代表者氏名

印

④担当者氏名(代表者)

⑤連絡先 (TEL)

(FAX)

原の辻一支国王都復元公園指定管理者募集に関連する
募集要項及び関連資料の郵送依頼申込書

原の辻一支国王都復元公園指定管理者 募集要項及び関連資料について、

下記までお送りいただきたく、申込みをします。

記

資料送付先の郵便番号	〒
資料送付先の住所	
資料送付先の称号又は名称	
資料送付先の連絡先	TEL

上記の【申請者】と同じ内容の場合は、申請者〇〇と同じと記載してください。

〈参考〉様式第2号

※任意様式でも申請可

老岐市文化スポーツ振興課文化財班 行 (FAX: 0920-45-2829) FAX 送信票は不要です

令和 年 月 日

老岐市長 様

【申請者】

①法人の名称

②所在地

③代表者氏名

印

④閲覧者氏名(代表者)

⑤連絡先 (TEL)

(FAX)

原の辻一支国王都復元公園指定管理者募集に関連する

参考図書の閲覧申込書

原の辻一支国王都復元公園指定管理者募集に関連する参考図書について、

下記のとおり閲覧を希望いたしますので、申込みをします。

記

閲覧希望日時 (第1希望)	令和 年 月 日 () 時から
閲覧希望日時 (第2希望)	令和 年 月 日 () 時から
閲覧希望図書	☐ 改修工事建築図面 ☐ 電気設備工事図面 ☐ 機械設備工事図面 ※閲覧を希望する図面に ☒ を入れてください
閲覧希望者〔氏名〕	氏名 1. ○○ ○○

閲覧希望者の欄には、【申請者】の④閲覧者氏名(代表者)以外に閲覧を希望する人がいる場合のみその氏名を追加してください。閲覧時間は、60分程度を上限として設定しています。

〈参考〉様式第3号

※任意様式でも申請可

老岐市文化スポーツ振興課文化財班 行 (FAX: 0920-45-2829) FAX 送信票は不要です

令和 年 月 日

老岐市長 様

【申請者】

①法人の名称

②所在地

③代表者氏名

④

④参加希望者氏名(代表者)

⑤連絡先 (TEL)

(FAX)

原の辻一支国王都復元公園指定管理者募集に関連する

現地説明会の参加申込書

原の辻一支国王都復元公園指定管理者募集に関連する現地説明会について、

下記のとおり参加を希望いたしますので、申込みをします。

記

現地説明会の 日時及び場所	令和8年8月18日(火) ※どちらかの時間に○をつける ① 午後2時～ ② 午後4時～ 原の辻ガイダンス〔長崎県老岐市芦辺町深江鶴亀触 1092-5〕
参加希望者〔氏名〕	氏名1. ○○ ○○ 氏名2. ○○ ○○

参加希望者の欄には、【申請者】の④参加希望者氏名(代表者)以外に参加を希望する人がいる場合のみその氏名を追加してください。

現地説明会では、ガイダンス施設及び復元公園の両方の説明いたします。(50分程度を予定しています)

老岐市文化スポーツ振興課文化財班 行 (FAX: 0920-45-2829) FAX 送信票は不要です

令和 年 月 日

老岐市長 様

【申請者】

①法人の名称

②所在地

③代表者氏名

④

④担当者氏名

⑤連絡先 (TEL)

(FAX)

原の辻一支国王都復元公園指定管理者募集に関連する

内容確認質問申込書

原の辻一支国王都復元公園指定管理者募集に関連する内容について、下記のとおり質問いたしますので、回答をお願いいたします。

記

質問事項	〇〇について
質問内容 1 枚の質問申込書につき 1 件の質問に限る	・質問事項の内容を簡潔にまとめて記載する

質問事項は、回答が必要な事項を記入し、質問内容は確認したいことを簡潔にまとめ、記載すること
質問への回答書をホームページに掲載いたします。回答書を掲載した旨の通知は致しませんので、ホームページをご確認下さい。

老岐市文化スポーツ振興課文化財班 行 (FAX: 0920-45-2829) FAX 送信票は不要です

令和 年 月 日

老岐市長 様

【申請者】

称号又は名称

住 所

代表者氏名 ④

参加希望者氏名(代表者)

連絡先 (TEL)

(FAX)

原の辻一支国王都復元公園指定管理者 募集参加表明書

原の辻一支国王都復元公園指定管理者募集について、下記のとおり、参加を表明します。

記

称号又は名称	
住所	
代表者氏名	
連絡先	TEL

上記の【申請者】と同じ内容の場合は、申請者〇〇と同じと記載してください

参加表明書受付期間：令和8年8月3日（月）～ 9月4日（金）

参加表明書を提出した後に表明を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意の様式可）を提出すること
FAX 送信後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。



7. 申請に関する事項

(1) 募集及び選定スケジュールに基づき、指定管理者申込書の受付を行います。

指定管理者申込書の提出を行う場合は、持参もしくは書留郵便にて受付を行います。

本申込みは、ファックスによる受付はできません。

指定管理者の受付期間：令和8年 9月 8日（火）～ 9月 25日（金）

受付締切日時：令和8年 9月 25日（金） 午後3時まで

※郵送の場合は必着に限る

提出部数：正本1部、副本10部（副本は複写可）の計11部とする

申込書は、白黒印刷・カラー印刷等の印刷方法、無線綴じ・有線綴じ等

の製本方法についての指定はない。

※なお、指定管理者等申込書については、如何なる理由を問わず、返却はしない

【指定管理者等申請書の提出を持参する場合】

《提出先》 〒811-5322 長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触 515-1

壱岐市立一支国博物館内 壱岐市文化スポーツ振興課文化財班

申請書類に必要事項を記入し、上記の提出先までご持参ください。

※受付時間は令和8年9月25日（金）までの土・日・祝日を除く平日の8時30分～17時までの間

【指定管理者等申請書の提出を郵送で希望する場合】

申請書類に必要事項を記入し、上記の提出先に簡易郵便にて郵送してください。

なお、郵送後は、必ず電話にて受領確認を行ってください。TEL：0920-45-2728

郵送の場合、受付締切日時までに提出先に必着に限る

【申請にあたっての資格及び条件】

指定管理者の指定を申請することができる者は、次に掲げる条件すべてを満たしていることを示すため、申込資格申立書を指定管理者申込書等の提出に添付すること。

① 市内に事務所（事業所）を有する法人であること

もしくは指定時までに市内に事務所（事業所）を設置できる法人であること

※なお、申請人は1者につき1法人とする

② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない法人であること

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人であること

④ 指定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644号の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項もしくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第154号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと

⑤ 岐阜市に納めるべき、税、使用料、手数料等に未納又は滞納がないこと

⑥ 暴力団〔暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。〕又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）もしくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下になく法人であること

【指定管理者指定申込に必要な書類】

指定管理者の指定を申請するものは、下記の①～⑦をすべて提出しなければならない

① 指定管理者申込書（申請様式第1号）

② 事業計画書（申請様式第2号）

項目1. 施設管理の基本的な考え方

- ・原の辻一支国王都復元公園の基本方針及び役割を実現するための具体的な方策を明確に記載すること

項目2. 施設管理にあたる職員について

- ・管理運営を安定して行うための方策、組織体制及び業務分担並びに必要な人員を明確に記載すること

〔組織体制における総括責任者及び運営スタッフに関する内容について、すでに候補者を選定している場合は氏名及びその経歴を記載すること〕

項目3. 職員の勤務体制について

- ・2.における組織体制の必要人員で運営を行う際の勤務時間及びローテーション並びに人材育成カリキュラム等の方法を明確に記載すること

項目4. 事業計画について

- ・添付資料「原の辻一支国王都復元公園指定管理者業務基準」で示す下記の項目については、特に詳細に記載すること

〔A. 原の辻一支国王都復元公園施設維持管理業務について、具体的な年間計画・提案を行うこと
B. 自主事業について、具体的な年間計画・提案を行うこと〕

- ・計画・提案の内容については、③管理運営に関する収支計画書（申請様式第3号）にその内容を反映させること

項目5. 施設の維持管理について

- ・施設の効用を最大限に発揮するための基本的な考え方を明確に記載すること
〔経費縮減の基本的な考え方及び具体的な方策について、計画・提案を行うこと〕

項目6. 地域への貢献性

- ・地域への振興、活性化に対する基本的な考え方を明確に記載すること
- ・社会貢献活動への参加について、実績があれば記載すること

項目7. 個人情報の取り扱いについて

- ・個人情報の取り扱い方法及び指針等を添付すること【任意様式提出可】

項目8. 緊急事態への対応策について

- ・対応に関して必要な資格等〔具体例 防火管理者等〕を持つスタッフを選定している場合は氏名及びその経歴を記載すること
- ・緊急連絡体制や対応マニュアル等を添付すること【任意様式提出可】

③ 管理運営に関する収支計画書（申請様式第 3 号）

- ・収支計画書は、A. 原の辻一支国王都復元公園施設維持管理業務、B. 自主事業に分けて収支を記載すること

※収支金額は、現行の税制（令和 8 年 8 月 3 日現在）による消費税率を勘案した金額で積算すること

④ 申請者団体の概要及び活動実績並びに財務諸表を記した書類（申請様式第 4 号）

- ・会社概要は必ず記載すること
- ・事業の指定管理に関連すると思われるこれまでの活動実績があれば記載すること
- ・財務諸表を添付すること【任意様式提出可】

※財務諸表について不明な点があれば、問合せによる内容確認を行うこともある

⑤ 指定管理者申込資格申立書（申請様式第 5 号）

⑥ 定款・寄付行為・規約又はこれらに類する書類（申請者の既存の様式にて提出可）

⑦ 市県民税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事

業所税の各納税証明書及び各種使用料納付証明書の写し

- ・⑦については設立初年度の法人にあっては、提出不要

指定管理者申込書等必要書類 リスト一覧

指定管理者申込書	（申請様式第 1 号）
事業計画書	（申請様式第 2 号）
管理運営に関する収支計画書	（申請様式第 3 号の 1） （申請様式第 3 号の 2）
申請者団体の概要及び活動実績並びに財務諸表を記した書類	（申請様式第 4 号）
指定管理者申込資格申立書	（申請様式第 5 号）
定款・寄付行為・規約又はこれらに類する書類	申請者の既存様式 にて提出可
各納税証明書及び各種使用料納付証明書	既存証明書（写）

【指定申込書作成及び提出における留意事項】

ア) 職員の勤務体制等は、労働基準法をはじめとする関係法規を遵守する内容とすること。

イ) 指定申込書等は、日本工業規格が定める A4 サイズの大きさとする。

※ただし、官公署が発行する証明書等やむを得ないものについては、この限りではない。

ウ) 指定申込書等に用いる言語、通貨、単位等は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

エ) 申込みにあたり、申請1法人につき、提案は1案のみとする 複数提案不可

オ) 提出期限後、提出書類の再提出及び差替え等並びに追加提出及び内容の変更等は原則として認めない。

カ) 提出された指定申請書等は、如何を問わず、返却はしない。

提出された指定申請書は、本選定以外に使用しない。ただし、選定を行う作業の過程において、必要に応じて複製を作成することがある。また、指定管理者候補者の指定申込書等に関し、指定管理者指定後、市で公表できるものとする。

キ) 指定申込書等の作成に係る経費は、すべて申請者が負担すること。

ク) 指定申請書等の記載に虚偽又は不正があった場合、その他申請法人及びその関係者において不法及び不正な行為があった場合は失格とする。

ケ) 申請者及びその関係者が、審査委員及び本件募集関係者に対して、本件審査に関して公平性を失する接触が確認された場合は、失格とする。

コ) 資料作成において、生成 AI 及びその他の AI ツールを使用しないこと。



8. 選定に関する事項

選定の方式

指定管理者の選定にあたり、公募型のプロポーザル方式による提案審査で実施する。

公募型プロポーザル方式とは、技術的に高度または個性が重視される業務を発注するにあたり、プロポーザル（事業者提案）の提出を求め、最も優れた提案をなしたものと契約する方式である

選定の手続き

6. 募集に関する事項（1）募集及び選定スケジュール〔本資料 P 19 参照〕に基づき、手続きを行う。

指定申込書の受理後は、以下の流れとなる

■選定委員会の開催（非公開） 令和8年 10月中旬（予定）

選定委員会は、申請者によるプレゼンテーションを行った後に、提出された指定申込書等を参考にヒアリングを通じて、選定委員が採点審査を行い、順位を決定する。

ただし、選定委員会の開催以前に、審査委員より、申込書の内容等について確認の依頼があった場合は、岐阜市文化スポーツ振興課文化財班より、申請者に通知する。

その際、申請者は速やかに確認内容について回答することが求められる。

■選定候補者への通知 令和8年 10月下旬～11月上旬

選定委員会の採点審査の結果に基づき、最優秀候補者を選定します。

選定後の流れは、6. 募集に関する事項（1）募集及び選定スケジュール〔本資料 P 19 参照〕のとおりである。

【選定の基準】

指定管理者候補者を、壱岐市公の施設に係る指定管理者の手続きに関する条例（最終校正：平成17年壱岐市条例第34号第4条）及び壱岐市公の施設の指定管理者選定要綱（平成17年壱岐市訓令第22号）の規定に基づき、総合的に評価し、選定を行う。

【選定結果の公表】

選定手続きの公平性・透明性を確保するため、以下の内容に限り、選定後に公表する。

- ・ 応募状況
- ・ 選定結果
- ・ 選定基準
- ・ 選定理由



9. 協定に関する事項

(1) 基本合意書及び仮協定書の締結について

市は、選定委員会で選定された候補者と協議を行い、合意した場合に「基本合意書」及び「仮協定書」を締結し、指定管理候補者となる。

老岐市議会の議決後、指定管理候補者は、正式に指定管理者の指定を受ける。

ただし、市は、選定された最優秀候補者との協議の結果、合意に達しなかった場合は、先に行われた選定委員会の第2順位候補者と協議を行い、合意した場合に「基本合意書」及び「仮協定書」を締結し、指定管理候補者にすることができる。

(2) 協定の考え方

指定管理者指定後、市は指定管理者との間で、指定期間における原の辻一支国王都復元公園維持管理業務に関する必要な事項について定める3年間の「基本協定」を正式に締結する。

また、A. 原の辻一支国王都復元公園維持管理業務の実施内容に関しては、年度ごとに締結する「細目協定」で定める。市が支払う負担金（指定管理料）についても、A. 原の辻一支国王都復元公園維持管理事業の実施内容に基づき、年度ごとに締結する「細目協定」で定めることとする。

なお、申込時に提案された内容については最大限尊重し、市との協議の上、実施することとするが、市の財政状況等による変更については、「基本協定」や「細目協定」を締結する際にあらためて協議するものとする。

(3) 原の辻一支国王都復元公園維持管理業務に関する「基本協定」概要 (一括締結)

- ア) 管理を行う施設及びその範囲等
- イ) 指定期間
- ウ) 事業年度
- エ) 指定管理者の業務範囲等
- オ) 施設等の利用
- カ) 法令等の遵守
- キ) 基本的遵守事項
- ク) 事業計画
- ケ) 利用許可に関する事項
- コ) 開園日及び開園時間
- サ) 利用料金及び利用料金の減免
- シ) その他自主事業
- ス) 管理に関する経費の負担
- セ) 経費の支弁方法
- ソ) リスク分担
- タ) 個人情報の保護
- チ) 業務報告
- ツ) 事業報告
- テ) 事故の報告
- ト) 損害賠償
- ナ) 権利の譲渡等の禁止
- ニ) 業務の再委託の禁止
- ヌ) 指定管理者への指示
- ネ) 指定管理者の指定取消
- ノ) 指定期間終了に伴う原状回復
- ハ) 情報公開について
- ヒ) 疑義の決定

(4) 原の辻一支国王都復元公園維持管理業務に関する「細目協定」概要 (各年度締結)

ア) 協定期間

イ) 事業計画

ウ) 施設等の修繕

エ) 管理委託料の支弁方法

オ) 疑義の決定



10. その他

(1) 業務の継続が困難になった場合の措置

その他、指定管理者の責に帰すべき事由により、原の辻一支国王都復元公園維持管理業務及び活用推進事業の実施が困難と判断した場合、市は指定の取り消し及び協定の解除を行うことができる。その際、市に生じた損害並びに第三者に与えた損害については、すべて指定管理者が賠償するものとする。

(2) 業務の引継ぎについて

指定管理者が交替となった場合、速やかに指定管理引継書及び引継計画を作成すること。引継ぎに係る経費は原則として、指定管理者が負担し、円滑な引継ぎが行えるように、市及び次期指定管理者候補者に対し、最大限の協力をすること。



11. 問合せ先及び提出先

本件に関する問合せ先及び提出先は以下の通りである。

〒811-5322

長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触 515-1 壱岐市立一支国博物館内

壱岐市文化スポーツ振興課 文化財班

TEL：0920-45-2728（文化財班直通） FAX：0920-45-2829（文化財班直通）



実りの島
壱岐